個人で事業を行っている方の
帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です（所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象）。

詳細は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧いただくか、最寄りの税務署（所得税担当）にお問い合わせください。

【国税庁ＨＰ＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞所得税（確定申告書等作成コーナー）＞個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について】

四日市税務署から説明会のお知らせ

日　時　11月21日（木）　❶10時～11時30分　❷11時30分～12時
場　所　四日市市文化会館　第一ホール（住所：四日市市安島２－５－３）
内　容　❶所得税の青色申告決算等説明会　❷消費税軽減税率制度等説明会
対　象　❶個人事業者のうち青色申告者　❷法人及び個人事業者
その他　本年10月１日から消費税率引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

問い合わせ先　四日市税務署　個人課税第一部門
TEL 352－3144（ダイヤルイン）

広報無線についてのお知らせ

広報無線による放送につきましては、夜間勤務に従事する方など（試験、受験者を含む）にも配慮し、必要最小限のご案内とさせていただきます。

行事予定などは、広報紙にてご確認ください。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

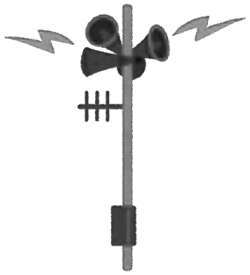

問い合わせ先　企画情報課　TEL 377－5663